

報告第 2 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 17 年 5 月 31 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成16年12月23日	200,408円		平成16年11月17日、足立区西新井本町二丁目10番先の路地から同路地と丁字型に接する道路に進入するため、清掃車が左折しようとしたところ、右後方より走行してきた相手方の自転車が清掃車後部に接触し、右足捻挫等の損害を与えた。
平成17年2月10日	626,190円		平成15年6月24日、保木間保育園の園庭でブランコの支柱にぶら下がり遊んでいた園児が、支柱から手をすべらせ落下し、左上腕骨外顆骨折の損害を受けた。

平成17年2月16日	83,055円		平成16年9月7日、足立区東伊興一丁目12番24号先に足立西清掃事務所が設置したごみ集積所の看板が台風による強風で吹き飛ばされ、相手方敷地内の車両に当たり、同車両ボンネットに損害を与えた。
平成17年2月16日	298,300円		平成16年7月23日、東伊興住区センター内児童館ホールにおいて遊戯指導中、被害児童が他の児童とぶつかり転倒した際、右耳を強打し、急性硬膜外血腫の損害を受けた。
平成17年2月18日	68,810円		平成16年8月18日、千住児童館内において学童保育中の被害児童が、卓球をしていた中学生とぶつかり転倒した際、頭を強打し、頭部外傷の損害を受けた。
平成17年3月31日	69,800円		平成16年11月2日、花畑第一小学校に来校した相手方が校門の門扉を開けて校内に入ろうとしたところ、門扉が校内側に倒れ

			込み、その際、門扉に右手をはさまれ、人差し指骨折の損害を受けた。
平成17年4月7日	133,964円		平成17年3月4日、花畑公園桜花亭の駐車場に相手方が駐車しようとしたところ、公園に植栽された樹木の枝が相手方車両の後部窓ガラス等に当たり、損害を受けた。
平成17年4月8日	103,068円		平成16年6月25日、中部保育園において、園児が雨で濡れていた園内テラスの床面で足をすべらせ転倒し、後頭部頭蓋骨骨折の損害を受けた。